



Title	西洋法制史（特集 2007年学界回顧）
Author(s)	林, 智良
Citation	法律時報. 2007, 79(13), p. 324-326
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/51787
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

西洋法制史

林智良
阪上眞千子
的場かおり
沢田裕治

一 全般

今年も西洋法制史分野では数多くの知的成果が生み出された。「法」自体のあり方を探求するものから現行法制の成り立ちを視野の前景に入れたものまで、多様なスタンスに立ちながら、大家から若手まで多彩な扱い手の作品が世に問われた。学界、とりわけ基礎的分野に吹きつける逆風が強さを増すなかで、心強い成果と考える。本分野を担う若い研究者が育つ一方で、今年一〇月に林毅先生を失うこととなつたのはまことに残念である。

法制史学会では、第五九回総会（本年四月二二日・大阪市立大学）が個別報告形式で開かれ、西洋分野で

は一八世紀イギリス刑事法、一八九世紀ドイツ法学、一四世紀ドイツの国王裁判権・紛争解決と、対象時期・地域・テーマとともに多様性に富んだ論題で活発な議論がたたかわされた。また、（韓国からのゲストと並んで）ドイツから研究者を招き、一七九世紀の会社制度をめぐって議論と国際交流が行われた。さらにこの一年間、東京・中部・近畿の三部会でも報告と討論が展開された。今日では、これらの活動記録が各種データベースとともに同学会ホームページ上で閲覧可能となっている。

次いで、公刊成果に移る。ここでのはまことに残念である。

は、昨年一月号から本年一月号までの法律時報文献月報に収められた作品を中心に対象の収集にあつたが、実定法学・基礎法学を専攻する多品の及ばなかった業績があるかも知れ

書には無償行為論関連のものを中心に西洋法制史各分野の論考が多数含まれている。津野義堂編『コンセンサスの法理』（国際書院）（以下、「コンセンサス」と略）は、コンセンサスを共通主題として古典期ローマ法からキリストのレトリック論、一七世紀オランダ法学、イギリス契約法、ヘーゲル法哲学に至る諸分野の論考を編んだ研究書。

篠倉秀夫『法思想史講義上』（東京大学出版会）は、古典古代から近代に至る西洋法思想を筆者一人の史観から通観しようとする教科書の前編であり、西洋法制史学に従事しても示唆に富む。アルトウール・エンゲルマン著／小野木常・中野貞一郎編訳『民事訴訟法概史』（信山社）が新たな校訂を経て公刊された。同書は一九世紀末に書かれた古典であり、その後の新史料発見や学説展開を仮に考慮するとしても、ヨーロッパ全体における民事訴訟の展開に貴重な視座を今日なお与えてくれるものと考える。江頭大藏「デュルケームと歴史的方法——その理論構成における位置づけ」（広法三〇・二）はデュルケームにおける歴史学方法論と社会学方法論の相互連関を論じて刑罰進化論に言及する論説。

1 古代

ギリシアについては、以下の成績が得られた。翻訳書であるデブラ・ハメル著／藤川芳朗訳『訴えられた遊女ネイラ——古代ギリシャのスキヤンダラスな裁判騒動』（草思社）は、一般読者向けの標題ながら、西洋古典学者である原著者の記述により訴訟社会アーティスティックの実相を生き生きと伝える（後掲伊藤論文でも「ネアイラ弾劾」は、社会史研究の一宝庫として言及がある）。論説として、伊藤貞夫「古代ギリシア史研究と奴隸制」（法制史研究五五）は、学会動向を冠しながら最新の成果に至るまで膨大な史料と研究業績を博捜し、標記の問題にパノラミックな視座と方向性を与える。具体的には金石文として発見された前五世紀都市国家ゴルチュンの「法典」を素材に奴隸概念の再検討を行い、あわせてフィンリー説の評価を行うもので、日本との比較という観点の提示も含めて大変有益と考える。葛西康徳「パブリックを捨てる——古代ギリシアの場合」（新潟三九・四）は、紛争に際し

「パブリック（公共、公共性）」の問題を考察する。素材としては法廷弁論における第三者とギリシア悲劇における合唱隊が選ばれ、ホメーロスを援用しつつ「沈黙」と「忘却」の伝承と積極的意義が論じられる。古山正人「西洋古代におけるCurse Tablets——概観と訴訟・政争呪詛」（國學院雑誌一〇七・二）は、主にギリシアを対象として標記の問題を扱い、訴訟当時者の心性という新しい問題領域の可能性を提示する。また、法思想史分野の成績として、松島裕一「ドグマーティク概念の成立——M・ヘルベルガーの研究を手がかりに(1)(2)完」（阪法五六・四五）は、法教義学概念の淵源を探求するという問題意識から古典古代におけるドグマ概念の萌芽をヒポクラテス集典・プラトンから『学説彙纂』・クイーンティリアースに至るまで通覧し、「法学と医学の親縁性」という西洋法制史学にも有益な視点を与える。

ローマについては、まず翻訳書としてゲオルク・クリンゲンベルク著／瀧澤栄治訳『ローマ物權法講義』（大学教育出版）が出た。先に出版され定評ある債權法講義と同じく図表を用いてこの分野を明快に整理・提示した好方を通じて、古代ギリシアにおける「パブリック（公共、公共性）」の問題を考察する。素材としては法廷弁論における第三者とギリシア悲劇における合唱隊が選ばれ、ホメーロスを援用しつつ「沈黙」と「忘却」の伝承と積極的意義が論じられる。古山正人「西洋古代におけるCurse Tablets——概観と訴訟・政争呪詛」（國學院雑誌一〇七・二）は、主にギリシアを対象として標記の問題を扱い、訴訟当時者の心性という新しい問題領域の可能性を提示する。また、法思想史分野の成績として、松島裕一「ドグマーティク概念の成立——M・ヘルベルガーの研究を手がかりに(1)(2)完」（阪法五六・四五）は、法教義学概念の淵源を探求するという問題意識から古典古代におけるドグマ概念の萌芽をヒポクラテス集典・プラトンから『学説彙纂』・クイーンティリアースに至るまで通覧し、「法学と医学の親縁性」という西洋法制史学にも有益な視点を与える。

ローマについては、まず翻訳書としてゲオルク・クリンゲンベルク著／瀧澤栄治訳『ローマ物權法講義』（大学教育出版）が出た。先に出版され定評ある債權法講義と同じく図表を用いてこの分野を明快に整理・提示した好方を通じて、古代ギリシアにおける「パブリック（公共、公共性）」の問題を考察する。素材としては法廷弁論における第三者とギリシア悲劇における合唱隊が選ばれ、ホメーロスを援用しつつ「沈黙」と「忘却」の伝承と積極的意義が論じられる。古山正人「西洋古代におけるCurse Tablets——概観と訴訟・政争呪詛」（國學院雑誌一〇七・二）は、主にギリシアを対象として標記の問題を扱い、訴訟当時者の心性という新しい問題領域の可能性を提示する。また、法思想史分野の成績として、松島裕一「ドグマーティク概念の成立——M・ヘルベルガーの研究を手がかりに(1)(2)完」（阪法五六・四五）は、法教義学概念の淵源を探求するという問題意識から古典古代におけるドグマ概念の萌芽をヒポクラテス集典・プラトンから『学説彙纂』・クイーンティリアースに至るまで通覧し、「法学と医学の親縁性」という西洋法制史学にも有益な視点を与える。

以下の作品に触れたい。南雲泰輔「ユリアヌス帝の意識のなかのローマ皇帝像——『ひげぎらい』における法律意像の分析を中心に」（西洋古代史研究六）は、皇帝自身の著作を根拠に、法律の守護者であり法律に従属する存在としての皇帝イメージを提示し、法制分野へも示唆を与える。毛利晶「古代ローマのmunicipes——古代の学者が伝える定義の解釈を中心」（史雑一六・二）は、古代の学者たちの見解に加えてウルピアース文やセルウィウスのものとして伝えられる見解などを法文史料を駆使して、municipesの概念を追究する。

実定法解釈学に重点をおくと判断したローマ法研究については原則他分野によるが、特に以下の作品を見出した。遠藤歩「近代的保証概念論序説第一部 古典期ローマ法 債務者無資力リスク分配法則の比較法的検討」（原島幸寿所収）は、保証制度に関してユ帝法、フランス古法、ドイツ普通法を視野に入れた比較考察を構想し、すでにこれについての法源史料翻訳実績を持つ筆者が、まず出発点として古典期ローマ法の保証制度を全体として考察する。三井哲夫「ガイウスと幸一編『融合する法律学下』信山社所収）は、現行民事訴訟における要件事実論から出発してその淵源を『法律提要』中の法律訴訟に求め、これを検討する（二）では王政期の訴訟のみを対象とする論旨か）。ローマ古典期法学の考察に始まつた石川博康「契約の本性」の法理論（7）（9）（法協一二三・一一一二四・五）は、註解学派を経て現代独仏民法学の議論に進んでいれる。招聘外国人研究者の講演記録として以下のものがある。フリツ・シュトゥルム／津野義堂訳「娼婦に供与した物を返還移転請求する」とはできない（講演）」（比雑四〇・一）、コジマ・メラー／河上正二訳「ドイツおよびローマ契約法における消費者保護」（法学七〇・五）、タモ・ワリンハ／西村重雄訳「ヴィルヘルムス・ドゥ・カブリアーノ『勅法彙纂譯義錄』」（法政七三・二）、J・H・A・ロキン／五十君麻里子訳「ギリシア語ハ読マレザルニアラズ？新勅法一五九号とヴュルテンベルグ対オレンジ公ウイリアム事件（一五四四年—一六六六年）」（法政七三・三）。ローマ法にも関わる基本的研究文献の邦訳として、W・W・バックランド・アーノルド・D・マックネア著／眞田芳憲・蘇田三千穂・北

井辰弥・森光訳「ローマ法とコモン・

ロー——一つの概説的な比較として

（3）（比雑四〇・二）が順調に継続中。

ビューロー著／岡徹訳「訴訟抗弁論と訴訟要件・第六章第二節（1）（関法五

七・一）は、「おそらく翻訳者による前掲論文と関連して）先決の命令と先

決の抗弁を扱う。ローマ法史料邦訳として以下のものが得られた。テオドシ

ウス法典研究会「テオドシウス法典（10）（法政史六六）は、紀元後三二七年四月（三二九年一月の法文に及

び、順調に継続中。瀧澤栄治「学説彙纂第十四卷邦訳」（神戸五六・一）は、

船主訴権やマケドー元老院議決他を扱

つた同史料の本邦初訳。
（はやし・ともよし 大阪大学教授）